

## 税制特例措置の手続きの流れ 復興特区税制 法第37条～第40条)

(1) 郡山市へ指定申請

指定を受けようとする法人又は個人事業者は、指定申請書、指定事業者実施計画書、指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えて郡山市へ指定の申請をします。

(2) 郡山市による指定書の交付

郡山市は、事業者からの申請に基づき、指定要件を満たしているか審査の上、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指定書」を交付します。

※指定された事業者等は指定内容について公表されます。

(3) 郡山市へ指定に係る事業の実施状況報告

指定事業者は、事業年度終了後1ヶ月以内に、復興推進事業に関する実施状況報告書等の必要書類を郡山市へ提出します。

※指定を受けた事業者は実施状況報告書の提出が義務となります。

(4) 郡山市による認定書の交付

郡山市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認められる場合、実施状況報告書の提出を受けた日から原則として1か月以内に、指定を受けた法人等に対して復興推進事業実施に係る認定書を交付します。

(5) 認定書をもって税の申告

指定事業者は、交付された「認定書」をもって、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。

※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。

認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。

※申告方法等の詳細については国税庁HPをご覧ください。